

副 本

令和元年（行ウ）第634号 助成金不交付決定処分取消請求事件 副本直送済

原告 株式会社スターサンズ

被告 独立行政法人日本芸術文化振興会

被告準備書面（2）

令和2年7月22日

東京地方裁判所民事第51部1A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 泉 徳 治

同 小 坂 準 記

同 森 安 博 行

同 川 上 貴 寛

同 小 勝 有 紀

同 佐 藤 大 智

目 次

第1	はじめに.....	3
第2	主張補充事項①について.....	5
1	薬物乱用が人間の生命を奪い、社会や国の安定を脅かすなど最も深刻な社会問題の一つとなっていることについて.....	5
2	被告が本件映画に対して映画製作助成金を交付する決定を行った場合、民間業者が本件出演者の出演する過去作品についても公開中止等の対応をとる中で、国民から「国は薬物乱用に対し寛容である」等と受け取られ、結果的に、社会全体で違法薬物に対する許容的な態度が広まる危険があったこと.....	7
(1)	本件出演者の逮捕等が多数報道され、これに伴い、民間業者等が、映画等について、公開中止、代役による再撮影、延期等の対応を講じたこと.....	7
(2)	出演者による違法薬物使用が疑われた場合、公開等を中止・延期したり、代役により再撮影したりする例は多く、このような対応は、一般的に広く認識されていること.....	9
(3)	被告が本件映画に対して映画製作助成金を交付する決定を行った場合、国民から「国は薬物乱用に対し寛容である」等と受け取られ、結果的に、社会全体で違法薬物に対する許容的な態度が広まる危険があったこと.....	12
(4)	小括.....	19
第3	主張補充事項②について.....	19
1	被告において、薬物犯罪や暴力等その他の犯罪行為を扱った映画や、犯罪者の目線で描いた映画について、そのような内容に着目して映画製作助成金を支給しなかった事例の有無について.....	19
2	1の事例がある場合、映画の内容に着目して映画製作助成金の支給に係る判断を行うことと、映画の内容ではなく、映画の出演者の製作活動外での行為に着目して当該判断を行うことの差異について.....	20

略語の定義については、本書面において別に定義しない限り、被告準備書面(1)の【図1】略語表(4頁)の例に拠る。

被告は、本書面において、以下の2点について、被告準備書面（1）における被告の主張を補充する。

- ① 「民間業者が本件出演者の出演する過去作品についても放映を自粛する中で、映画製作助成金という原資を税金とするものについて交付決定をすることは、薬物乱用が人間の生命を奪い、社会や国の安定を脅かすなど最も深刻な社会問題の一つとなっている中で、『国は薬物乱用に対し寛容である』、『違法薬物を使用した犯罪者であっても国は大目に見てくれる』といったメッセージを被告が世の中に発信したと受け取られ、その結果、違法薬物に対する許容的な態度が一般に広まる危険があることは明らかである。」との主張（被告準備書面（1）第4の4（3）ア（35頁5～12行目））の根拠等について（以下「**主張補充事項①**」という。）
- ② 被告において、薬物犯罪や暴力等その他の犯罪行為を扱った映画や、犯罪者の目線で描いた映画について、そのような内容に着目して映画製作助成金を支給しなかった事例の有無について。また、そのような事例がある場合、映画の内容に着目して映画製作助成金の支給に係る判断を行うことと、映画の内容ではなく、映画の出演者の製作活動外での行為に着目して当該判断を行うことの差異について（以下「**主張補充事項②**」という。）

第1 はじめに

被告は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において『公共上の事務等』という。）を効果的かつ効率的に行わせるため」（独立行政法人通則法2条1項）に設立された中期目標管理法人である（振

興会法2条及び3条の2)。振興会法は、14条1項1号イにおいて、次のように規定している。

振興会法14条1項1号イ

「振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。
- イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動」

本件の映画製作助成金の支給も、振興会法14条1項1号イの規定に基づき行われるもので、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から」実施される「公共上の事務等」の一環である。

そして、行政の本質は、常に公共性・公益性を追求し、これを実現することにある（乙10〔成田他『現代行政法』・34頁参照）。また、法が行政庁に自由裁量を認めるのは、行政庁の恣意に委ねる意味ではなく、それが、よりよく公益の目的に合し、行政の目的を実現するゆえんであるからである（乙18〔田中『法律学全集6 行政法総論』・294頁参照）。行政活動はすべからく公益に合致していなければならないということは、行政の最上位の一般原則である（乙19〔塩野『行政法I〔第六版〕 行政法総論』・44頁参照）。換言すれば、行政主体は、常に公益に則した行政を行う責任を負っているのである（乙20〔藤田『行政法総論』・235頁参照、乙21〔宇賀『行政法概説I 行政法総論〔第7版〕』・72頁参照）。

よって、行政は公益に適合するように行われるべきであり、本件の映画製作助成金の支給は、「公共上の事務等」の一環であることに照らせば、公益に適合して行われなければならない。

第2 主張補充事項①について

1 薬物乱用が人間の生命を奪い、社会や国の安定を脅かすなど最も深刻な社会問題の一つとなっていることについて

いわゆる「違法薬物」は、麻薬五法（麻薬取締法、覚せい剤取締法、大麻取締法、あへん法、及び、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律）によってその乱用が禁止されており、特に、本件出演者が違反したとされる麻薬取締法は、法の目的を「麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もつて公共の福祉の増進を図ること」等とした上で（同法1条）、コカインを含む麻薬をみだりに所持した者や使用した者は七年以下の懲役に処すると規定している（同法66条1項、同法66条の2第1項）。

他方で、薬物を使用した経験がある者は国民全体で約216万人と推計されており（乙22〔ウェブページ「日本における薬物使用・薬物依存の傾向」〕）、また、厚生労働省・都道府県が作成したパンフレット（乙23〔「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」パンフレット〕）では、「20代の約15人にひとり、10代の約28人にひとりが『過去1年以内に薬物使用経験のある知人がいる』と回答しています。また、20代の約3人にひとり、10代の約4人にひとりが、薬物の入手可能性について『なんとか手に入る』『簡単に手に入る』と回答しています。」とされていることに加えて（同・7頁）、特に「青少年を中心に大麻の乱用の裾野が拡大してい」とされている（同・2頁）。

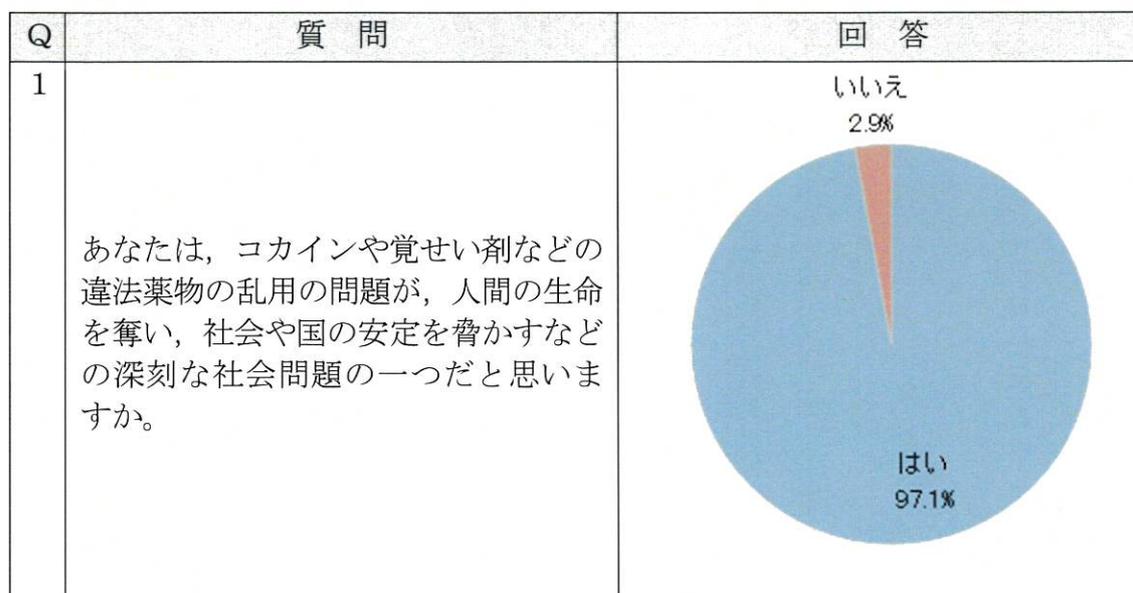
このように、違法薬物の乱用は、厳格な規制の存在にもかかわらず、社会的に広く蔓延しているのが実態である。しかも、薬物乱用が広く蔓延することは、それによって反社会的勢力が資金源を得ることに繋がり（乙23〔「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」パンフレット〕・2枚目）、ひいては国家の安全、経済その他の公益を脅かすことにもなる。

以上のように、薬物乱用が法令上禁止されていること、違法薬物の乱用が社

会的に広く蔓延していること、反社会的勢力の活動に経済的に資することで国家の安全、経済その他の公益を脅かすことからすれば、薬物乱用が極めて深刻な社会問題であることに疑いはない。

現に、被告が、国民（20代以上の男女）に対して「映画助成金と違法薬物犯罪に関するアンケート」（乙24の1～乙24の4。以下、合計4問の2択式のアンケート調査を「**本件アンケート調査1**」といい、自由記述式のアンケート調査を「**本件アンケート調査2**」といい、これらを総称して「**本件アンケート調査**」という。）を実施したところ、本件アンケート調査1において、523名分の有効回答が得られ、そのうち「Q1」においては、97.1%の回答者が、「コカインや覚せい剤などの違法薬物の乱用の問題が、人間の生命を奪い、社会や国の安定を脅かすなどの深刻な社会問題の一つだと思」うと答えており、このことから、薬物乱用の社会問題としての深刻さが裏付けられる（乙24の3〔映画助成金と違法薬物犯罪に関するアンケート（2択式。調査ID：1036102）〕）。

【図1】本件アンケート調査1の「Q1」



2 被告が本件映画に対して映画製作助成金を交付する決定を行った場合、民間業者が本件出演者の出演する過去作品についても公開中止等の対応をとる中で、国民から「国は薬物乱用に対し寛容である」等と受け取られ、結果的に、社会全体で違法薬物に対する許容的な態度が広まる危険があったこと

(1) 本件出演者の逮捕等が多数報道され、これに伴い、民間業者等が、映画等について、公開中止、代役による再撮影、延期等の対応を講じたこと

ア 本件出演者の逮捕等が、テレビ、新聞、ネットニュース等において連日多数報道されていたこと

本件出演者は、当時、ミュージシャン、タレント、俳優等複数の肩書により多方面で活躍する日本国民に広く知られた人気の芸能人であった(乙16〔本件出演者プロフィール〕)。本件出演者は、平成31年3月12日に逮捕され、令和元年6月18日に懲役1年6月の有罪判決(後に確定)を受けるに至った。本件出演者の逮捕、起訴及び有罪判決は、本件出演者の知名度も手伝って、テレビ、新聞、ネットニュース等において連日多数報道されていた(以上について、被告準備書面(1)第4の4(3)及び同(4)(33~38頁)、乙13〔2019年3月13日朝日新聞デジタル記事(本件出演者の逮捕)〕、乙14〔2019年4月2日朝日新聞デジタル記事(本件出演者の起訴)〕、乙15〔2019年6月18日朝日新聞デジタル記事(本件出演者の有罪判決)〕参照)。

なお、本件処分(令和元年7月10日付け)は、上記有罪判決から約3週間後の執行猶予期間中に行われている。

イ 上記アの報道に伴い、民間業者等が、映画等について、公開中止、代役による再撮影、延期等の対応を講じたこと

上記アで述べたような本件出演者の逮捕等の報道に伴い、本件出演者の出演する映画、テレビドラマ、テレビ番組、ラジオ、広告、音楽活動等に

ついて、公開等の中止、出演者の降板・代役による再撮影、延期等の対応が講じられ、その内容がメディアで報道された。主として、以下のものが挙げられる。

【図2】本件出演者の出演する映画等に係る主な対応一覧

分野	作品名等	対応	証拠
映画	「居眠り磐音」 (実写) (令和元年5月17日公開)	<u>代役を立てて再撮影</u> し、予定どおり令和元年5月17日に公開。	乙25の1
	「アナと雪の女王」 (吹替) (過去作品)	ブルーレイ・DVDの <u>生産・販売を中止</u> 。 <u>吹替声優を交代して、差替え</u> 。	乙25の2, 乙25の3
ドラマ	「いだてん～東京オリムピック噺～」 (NHK大河ドラマ)	<u>代役を立てて</u> テレビ放映を続行。逮捕前に放送された第10話の再放送(3月16日)では、 <u>本件出演者の出演シーンをカット</u> して放送。	乙25の4
	その他NHKドラマ	大河ドラマ「いだてん」の6話分、「龍馬伝」、連続テレビ小説「あまちゃん」等の6作品のオンデマンド配信を停止。	乙25の5 乙25の6
番組	「人生最高レストラン」 (TBS系)	平成31年3月13日に <u>公式サイトから写真等が削除</u> 。 同月14日に、 <u>今後の出演なしと発表</u> 。	乙25の6
	「ゲンバビト」 (TBS系)	平成31年3月17, 24, 31日の <u>放送取りやめ・代替番組放送</u> 。 平成31年4月からの <u>番組刷新</u> 。	乙25の5, 乙25の7
	「ピエール瀧のしょんないTV」 (静岡朝日テレビ)	平成31年3月14日分の <u>放送中止</u> 。 <u>番組終了</u> 。	乙25の8 乙25の9
	「世界の国境を歩いてみたら…」 (BS11)	ナレーションの <u>差替え</u> 。 平成31年3月18, 25日放送分の <u>代役を立てる</u> 。	乙25の10
ラジオ	「たまむすび」 (TBSラジオ)	平成31年3月以降は他の出演者による <u>代替出演</u> 。 令和元年8月8日に後任が発表され <u>降板確定</u> 。	乙25の11

CM	LIXIL	CM差替え。	乙25の12
音楽活動	CD, 映像作品等	所属レコード会社(株式会社ソニー・ミュージックレーベルズ)は、 <u>過去のCD, 映像商品すべての出荷停止, 店頭在庫の回収, 音源と映像のデジタル配信を停止。</u>	乙25の3
	LIVE	平成31年3月15, 16日開催予定だった「電気グルーヴ30周年“ウルトラのツアー”」東京公演の中止。	乙25の3
ゲーム	「JUDGE EYES: 死神の遺言」	<u>販売の中断。</u> 本件出演者のキャラクター及び声優を <u>差し替えて</u> 販売再開。	乙25の13

確かに、映画「麻雀放浪記2020」(平成31年4月5日公開)等、本件出演者の出演部分をそのままにして公開した映画もみられるところである。しかしながら、公開に至るまでの間に関係者において公開の是非につき幾重もの協議が重ねられており、例えば、上記映画については、東映株式会社の多田憲之社長が「議論百出だった」、「公開日が迫る中、配給を受け持つ会社の責任として公開するという強い意志を持って」結論を出した、「少々株価が落ちることも覚悟している」と述べたように、世間からの強い批判を予想した上でのまさに「ギリギリの決断」の公開であったと評されている(乙26[ウェブ記事「公開“自粛”は誰のため? ピエール瀧被告巡り, 芸能界」])。

(2) 出演者による違法薬物使用が疑われた場合、公開等を中止・延期したり、代役により再撮影したりする例は多く、このような対応は、一般的に広く認識されていること

ア 製作会社等の関係者は、出演者による違法薬物使用に関して、事前又は事後に様々な対策・対応を講じていること

芸能事務所、製作会社又はスポンサーを含む関係者は、映画、テレビ・

ラジオ番組，広告等の出演者による違法薬物使用に関して，「作品の内容とは関係がない」等と無関心な態度を示すのではなく，事前又は事後に様々な対策・対応を講じているところである。

例えば，芸能事務所は，その所属俳優・タレント等との間で締結するマネジメント契約において，「犯罪行為をしないこと」等の義務（もちろん，ここには，違法薬物の使用の禁止が含まれる。）を課することが常である。また，例えば，映画の製作会社やプロデューサーが，芸能事務所や俳優と締結する出演契約書においても，出演者に対して，犯罪行為（その嫌疑を受けることや，犯罪の嫌疑を受ける状況を惹起する行為を含む。）をしないことを義務付けることが一般的である（乙27〔加藤＝片岡＝大川原『エンターテインメントビジネスの法律実務』・145，146，152頁）。この他，一般社団法人日本広告業協会（JAAA）が公開する広告出演契約の例（雛型）においても，タレント事務所は，広告の出演者（タレント）とともに，広告主の「企業・商品のイメージを損なうような言動（犯罪行為，公序良俗に反する行為，不品行等も含む）をしてはならない。」（11条2項）と規定されている（乙28〔JAAA「デジタルネットワーク時代の権利者との『CM契約』」・6枚目）。

そして，実際に，出演者が違法薬物使用の容疑で逮捕されるなど，違法薬物を使用したことが合理的に疑われた場合には，上記（1）イ（7頁）の本件出演者に係る映画等と同様に，映画作品等の製作会社が協議・検討を幾度となく重ね，最終的に公開等を中止・延期したり，代役により再撮影したりする例も多いことは，一般的にも広く認識されているところである（乙29の1～乙29の5〔出演者による違法薬物使用が疑われた場合の映画等の公開中止等に関するウェブ記事〕）。

なお，上記のような対応は，違法薬物使用の犯罪行為に限らず，出演者について犯罪行為その他の社会通念上不適切な言動があったと疑われた

場合にも行われている実情がある（乙30の1～乙30の5〔民間業者による自粛の例に関するウェブ記事〕）。

イ 芸術作品の関係者が、苦渋の中でも公開中止等の決断を行うのは、違法薬物使用について無視ないし軽視するような態度を示すことが、コンプライアンスの観点から許容し難く、また、そのような態度を示すことにより、観客その他世間一般から、「薬物乱用を軽視している」等のバッシングを浴びたりするおそれがあるからであること

上記アのように、出演者による違法薬物使用（を含む犯罪行為）に関して、製作前においては契約上で手当てを行い、製作後においては関係者において協議を尽くし、また、その協議の結果によっては公開中止等の対応を講じることが一般的になされている。

特に、製作が完了した作品にとって公開等を中止するという決断は、監督を始めとして多数の関係者が関与した作品が日の目を見なくなるということであり、製作関係者にとって文字どおり「苦渋の決断」であることは言うまでもない。それにもかかわらず、芸術作品の関係者が、そのような決断を行うのは、上記1（5頁）で述べたように、薬物乱用が極めて深刻な社会問題である以上、たとえその違法薬物使用行為が作品の内容自体とは直接関係のないものであったとしても、製作側として何の検討を経ることなく漫然と放映・公開等することは、コンプライアンスの観点から許容し難く、また、漫然と放映・公開等することにより、観客、視聴者その他世間一般から、「薬物乱用を軽視している」等とバッシングを浴びたり、関係者の信用が毀損されるおそれがあるからにほかならないと考えられる。

なお、付言すると、本訴訟は、このような社会的風潮の是非を問うものではない。本訴訟は、あくまで本件処分当時の本件出演者、本件映画その

他本件に関連する社会的な状況、実態等を事実として捉えた上で、これを前提に行われた被告による本件処分の適法性が問われるものである。被告は、芸術その他の文化の向上に寄与することを目的としながらも、他方で、映画製作助成金という原資を税金とするものについて、その自由裁量の範囲において公益に適合した交付決定の判断を行わなければならない。民間業者と同等、又はそれ以上の厳しい態度を求められていたのである。

- (3) 被告が本件映画に対して映画製作助成金を交付する決定を行った場合、国民から「国は薬物乱用に対し寛容である」等と受け取られ、結果的に、社会全体で違法薬物に対する許容的な態度が広まる危険があったこと

以上のとおり、本件において、被告は、本件映画に対して映画製作助成金を交付するかどうかを判断するに際して、上記で述べた以下の点を考慮することが求められた。

- ① 本件出演者の逮捕、起訴及び有罪判決（同判決は本件処分のわずか約3週間後になされた。）が連日多数報道され、これに伴って関係者による公開中止等の動きが広まっていたこと（上記（1））
- ② （本件出演者の事例に限らず）出演者による違法薬物使用が疑われた場合の関係者の一般的な対応からすれば、出演者による違法薬物使用（の疑い）があった場合に慎重な態度を示さない場合、芸術作品の関係者が観客、視聴者その他世間一般から、「薬物乱用を軽視している」等の印象を受けるおそれがあると考えられること（上記（2））

さらに、被告としては上記①及び②に加えて、国及び被告自身に関する次のア及びイの事情を考慮する必要があった。

ア 極めて深刻な社会問題である薬物乱用問題の解決に向けて、国はイニシアティブをとるべき立場にあり、実際に問題解決に向けた積極的な活動を行っていたこと

上記1（5頁）において述べたように、薬物乱用が深刻な社会問題となっている社会的実態を踏まえて、厚生労働省は、平成30年8月3日、関係閣僚で構成される薬物乱用対策推進会議において、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、今後はこれに基づいて、引き続き政府一丸となった総合的な薬物乱用防止対策をより一層講じていくことを宣言している（乙31の1〔ウェブページ「『第五次薬物乱用防止五か年戦略』を策定しました』」）。その中で、薬物乱用対策推進会議は、末端乱用者に対する取締りを徹底することも述べている（乙31の2〔「第五次薬物乱用防止五か年戦略』」・4頁）。また、厚生労働省は、平成30年9月28日、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施します～薬物乱用の根絶に向けた啓発を強化～」との報道発表を行い、以下のように発表している（乙32〔ウェブページ「麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施します』」）。

「厚生労働省と都道府県では、10月1日（月）から11月30日（金）までの2か月間、『麻薬・覚醒剤乱用防止運動』を実施します。麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグなど（以下『麻薬・覚醒剤など』）の薬物乱用は、乱用者個人の健康上の問題にとどまらず、いろいろな犯罪の誘因になるなど、公共の福祉に計り知れない危害をもたらします。薬物の乱用を許さない社会を形成するためには、国民一人一人の理解と協力が欠かせません。この『麻薬・覚醒剤乱用防止運動』は、麻薬・覚醒剤などの薬物乱用による危害をより多くの国民に知っていただき、一人一人の意識を高めることにより、薬物乱用の根絶を図ることが目的です。」（下線は被告代理人による。）

このように、国が、薬物乱用問題の解決に向けてイニシアティブをとるべき立場として政府一丸となって薬物乱用防止対策を実施し、末端乱用者に対する取締りの徹底に取り組んでいる状況の下において、公共上の事務等を実施する独立行政法人である被告も、当然に当該立場に立つことが期待される。特に、映画製作助成金は、文化庁の文化芸術振興費補助金の交付を受けて実施するものであることから、なおさら国の上記立場を考慮する必要がある（被告準備書面（1）第2の1（14～15頁））。

したがって、仮に本件映画に映画製作助成金を交付することになれば、国民において、国の麻薬・覚醒剤乱用防止運動との整合性に疑問を感じ、結果的に、国や独立行政法人である被告は薬物乱用という社会的問題の深刻さを軽視しているのではないかとの考えが広まるおそれがあったと言える。

イ 本件映画に映画製作助成金を交付したとすれば、本件映画のエンドロールに「助成」として「文化庁シンボルマーク」を表示するとともに、「文化庁文化芸術振興費補助金」、「映画創造活動支援事業」及び「独立行政法人日本芸術文化振興会」と記載することになること

仮に、被告が本件映画に映画製作助成金を交付した場合、本件映画のエンドロールやパンフレット等には、「文化庁シンボルマーク」を表示するとともに、「文化庁文化芸術振興費補助金」、「映画創造活動支援事業」及び「独立行政法人日本芸術文化振興会」と記載することになる（甲7〔本件募集案内〕・29頁）。なお、実際に、本件内定段階の本件映画（乙1の1）のエンドロールにも同様の記載がある（乙1の2〔エンドロールの再生画面のキャプチャ〕・39枚目）。

また、被告準備書面（1）第4の4（4）（36～38頁）でも述べたとおり、本件出演者は、本件映画のメインキャストの一人として重要な役割

で出演しており、本件映画を観る観客もそのことを明確に認識できる状況であった。

これを映画製作助成金が劇映画の一部について特別に与えられる任意的・授益的なものであることと併せて考えると、本件映画に対する助成により、本件映画を見た視聴者その他国民において、被告（又ひいては国）が、薬物乱用という社会的問題の深刻さを軽視しているのではないかとの考えが広まるおそれがあったと言える。

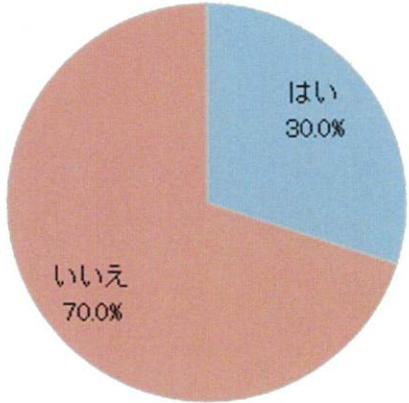
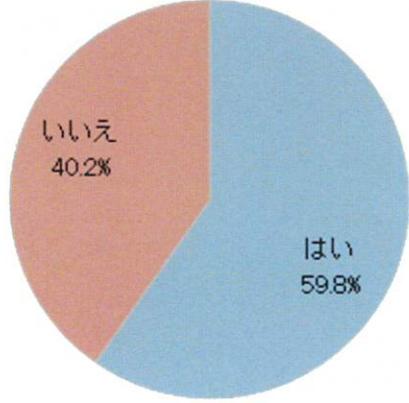
ウ 被告が国民に対してアンケート調査を行ったところ、被告の主張を裏付ける結果となったこと

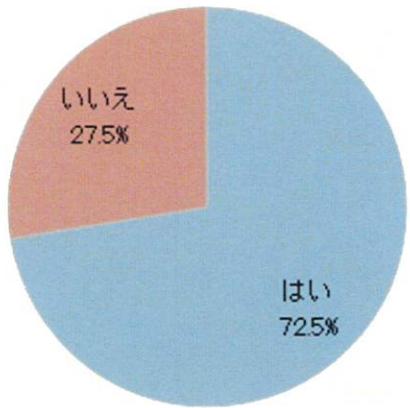
上記（１）及び（２）で述べた民間業者等の対応だけでなく、上記ア及びイで述べた、国が薬物乱用の問題の解決にイニシアティブをとっていたことや、本件映画に映画製作助成金を交付したとすれば本件映画のエンドロールで被告による「助成」の事実が記載されることになったこと等に照らせば、被告が本件映画に対して映画製作助成金を交付する決定を行った場合、国民から「国は薬物乱用に対し寛容である」等と受け取られ、その結果、社会全体で違法薬物に対する許容的な態度が広まる危険があったことは明らかである。そして、さらに被告が国民に対して行った本件アンケート調査１の結果は下表のとおりであり、被告の主張を裏付ける結果となっている（乙２４の３〔映画助成金と違法薬物犯罪に関するアンケート（２択式。調査ID：1036102）〕）。

すなわち、（Ｑ２） 7割の回答者が、本件映画と同様に、違法薬物使用の罪で有罪判決を受けた著名な俳優が出演している映画の製作活動に対して、税金を原資とする助成金の交付を「適切だと考え」ないと回答し、さらに（Ｑ３） 約6割の回答者が「助成金を交付することは、国が違法薬物使用を大目に見ているというように感じ」と回答している。さらには、

(Q4) 7割以上の回答者が「国は違法薬物使用を大目に見ているというように感じる人はいると思」うと回答しているのである。

【図3】本件アンケート調査1の「Q2」～「Q4」

Q	質 問	回 答						
2	<p>以下の文章を読んでからお答えください。</p> <p>-----</p> <p>著名な俳優が違法薬物使用の罪で、有罪判決(懲役1年6ヶ月、執行猶予3年)を受けました。</p> <p>その判決の数週間後、その著名な俳優がメインキャストの一人として出演している映画の製作活動に、国の税金から助成金が交付されました。</p> <p>-----</p> <p>このとき、あなたは、国の税金から助成金を交付することは、適切だと考えますか。</p>	 <table border="1"> <caption>Q2 回答割合</caption> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いいえ</td> <td>70.0%</td> </tr> <tr> <td>はい</td> <td>30.0%</td> </tr> </tbody> </table>	回答	割合	いいえ	70.0%	はい	30.0%
回答	割合							
いいえ	70.0%							
はい	30.0%							
3	<p>以下の文章 (Q2と同じ) を読んでからお答えください。</p> <p>-----</p> <p>著名な俳優が違法薬物使用の罪で、有罪判決(懲役1年6ヶ月、執行猶予3年)を受けました。</p> <p>その判決の数週間後、その著名な俳優がメインキャストの一人として出演している映画の製作活動に、国の税金から助成金が交付されました。</p> <p>-----</p> <p>このとき、あなたは、国は違法薬物使用を大目に見ているというように感じますか。</p>	 <table border="1"> <caption>Q3 回答割合</caption> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はい</td> <td>59.8%</td> </tr> <tr> <td>いいえ</td> <td>40.2%</td> </tr> </tbody> </table>	回答	割合	はい	59.8%	いいえ	40.2%
回答	割合							
はい	59.8%							
いいえ	40.2%							

<p>4 以下の文章（Q 2，3と同じ）を読んでからお答えください。</p> <p>-----</p> <p>著名な俳優が違法薬物使用の罪で、有罪判決（懲役1年6ヶ月，執行猶予3年）を受けました。その判決の数週間後，その著名な俳優がメインキャストの一人として出演している映画の製作活動に，国の税金から助成金が交付されました。</p> <p>-----</p> <p>このとき，あなたの周りで，国は違法薬物使用を大目に見ているというように感じる人はいると思いますか。</p>	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はい</td> <td>72.5%</td> </tr> <tr> <td>いいえ</td> <td>27.5%</td> </tr> </tbody> </table>	回答	割合	はい	72.5%	いいえ	27.5%
回答	割合						
はい	72.5%						
いいえ	27.5%						

また，本件アンケート調査1の回答者とは異なる母集団に対して，本件アンケート調査2として，以下の質問を行った（乙24の4〔映画助成金と違法薬物犯罪に関するアンケート（自由回答式。調査ID：1036105）〕）。

【本件アンケート調査2の質問文】

著名な俳優が違法薬物使用の罪で有罪判決（懲役1年6ヶ月，執行猶予3年）を受けました。その判決の数週間後，その著名な俳優がメインキャストの一人として出演している映画の製作活動に，国の税金から助成金を交付する場合，あなたは，国の税金の使い方としてどう思いますか。

自由な意見をご記載ください。

本件アンケート調査2は，「国は違法薬物使用を大目に見ているというように感じますか」という質問ではなく端的に，「国の税金の使い方としてどう思うか」ということを問い，自由に回答してもらう形式の質問であ

ったにもかかわらず、本件アンケート調査2の回答のなかには「薬物依存が問題になっている今、そこに税金を使うのは、反対です。」（埼玉県69歳・女性）、「無関係なスタッフや他の出演者には気の毒だが、助成金は交付しないほうが良い。でなければ、反省もせず繰り返す人が必ず出てくる。」

（東京都34歳・男性）、「私は、反対だ。薬物禁止という国のルールを守れない者が、関係している 国のお金を使うことに違和感を感じる。」（東京都23歳・女性）、「犯罪を正当化してしまう気がするので税金を使わないでほしいと思います。抑止力にもなると思います。」（埼玉県52歳・女性）、「薬物使用は反社会的なのでおかしいとおもう。」（山口県37歳・男性）、「だめ 薬物乱用を肯定することになる」（神奈川県21歳・男性）、「

違法薬物の根絶をするために、その辺はととても厳しくしてほしい」と思います。国の税金からの助成金は絶対に1円たりとも交付しないでほしいと思います。一度交付してしまう事例ができればその後そのようなことが起こりうる可能性があるので、絶対に交付してほしくないです。」（新潟県46歳・男性）、「違法薬物使用、有罪判決であれば犯罪者で一般の会社では解雇になることが多いと思う。映画は一人だけで作る物ではないのでその俳優が出ている映画を上映するのは仕方ないとして（見たい人はお金を払って見る）助成金を出すのは反対。犯罪者を擁護することになるのではないか。」（埼玉県63歳・女性）等、国が薬物乱用を肯定することになるであるとか、犯罪者を擁護することになるといった認識を明示的に回答する者が存在している（下線は被告代理人による。）。

また、端的に「人の税金を馬鹿にしている。」（大阪府69歳・男性）、「薬物で逮捕されているのに芸能人は何でもありなんだと思うと腹立たしい。税金を払うのがバカバカしい。」（広島県57歳・女性）、「イメージが悪い、助成金の支給反対です ダメです」（兵庫県83歳・女性）、「メインキャストの一人が例え事後であれ刑事罰を受けた事実がある以上は、助成金交付

の辞退または取消しすべきある。」(神奈川県72歳・男性),「個人的な意見としてはなんで?とかは思う。なんでそこに国からの助成金が出るの?って思う人はかなりいるんじゃないのかな?」(岡山県34歳・女性)等の意見も多数存在しており,「個人の罪と 映画製作への助成金は別問題と思う」等,映画製作助成金の交付に肯定的な意見も見られるが,映画製作助成金を交付しても問題ないという意見に比べて,映画製作助成金の交付に難色を示している意見が多く,この結果は,本件アンケート調査1の「Q2」,「Q3」,「Q4」の結果とも相違するものではない。

以上の本件アンケート調査1及び2の結果は,被告が本件映画に対して映画製作助成金を交付する決定を行った場合,国民から「国は薬物乱用に対し寛容である」等と受け取られ,その結果,社会全体で違法薬物に対する許容的な態度が広まる危険があったという考え方の合理性を端的に裏付ける証左にほかならない。

(4) 小括

以上を総合すると,本件においては,被告が本件映画に対して映画製作助成金を交付する決定を行った場合,国民から「国は薬物乱用に対し寛容である」等と受け取られ,その結果,社会全体で違法薬物に対する許容的な態度が広まる危険があったことは明らかであり,かかる理由に基づいて行われた本件処分には,裁量権の逸脱又は濫用の違法はなく,適法であることは明らかである。

第3 主張補充事項②について

- 1 被告において,薬物犯罪や暴力等その他の犯罪行為を扱った映画や,犯罪者の目線で描いた映画について,そのような内容に着目して映画製作助成金を支

給しなかった事例の有無について

被告において、そのような映画の内容に着目して映画製作助成金を支給しなかった事例はない。

2 1の事例がある場合、映画の内容に着目して映画製作助成金の支給に係る判断を行うことと、映画の内容ではなく、映画の出演者の製作活動外での行為に着目して当該判断を行うことの差異について

上記1で述べたとおり、1の事例は存在しないため、回答を控えさせていただきます。

以上